

食品表示法第六条第三項の内閣府令・財務省令で定める表示事項及び遵守事項等を定める命令

(財務大臣が指示をすることができない表示事項及び遵守事項)

第一条 食品表示法(以下「法」という。)第六条第三項の内閣府令・財務省令で定める表示事項は、食品表示基準(平成二十七年内閣府令第十号)に定められた表示事項のうち次に掲げるものとする。

- 一 名称(一般用加工食品(食品表示基準第三条第一項に規定する一般用加工食品をいう。第九号及び第二項において同じ。))にあつてはこれを製造し、又は加工した場所で販売する場合及び不特定又は多数の者に対する販売以外の譲渡をする場合に限り、業務用加工食品(食品表示基準第二条第一項第三号に規定する業務用加工食品をいう。))にあつてはこれを容器包装(食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第四条第五項に規定する容器包装をいう。))に入れ、かつ、設備を設けて飲食させる施設における飲食の用に供する場合、食品を製造し、又は加工した場所における販売の用に供する場合及び不特定又は多数の者に対する販売以外の譲渡の用に供する場合に限る。)

二 保存の方法

三 消費期限又は賞味期限

四 添加物

五 栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムに限る。）の量及び熱量

六 製造所又は加工所の所在地（輸入品にあつては輸入業者の営業所の所在地、乳にあつては乳処理場（特別牛乳にあつては特別牛乳搾取処理場）の所在地）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあつては輸入業者の氏名又は名称、乳にあつては乳処理業者（特別牛乳にあつては特別牛乳搾取処理業者）の氏名又は名称）

七 L・フェニルアラニン化合物を含む旨

八 特定保健用食品（健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第五十七号）第二条第一項第五号に規定する食品（容器包装に入れられたものに限る。）をいう。

）に関する事項（食品を製造し、若しくは加工した場所で販売する場合又は不特定若しくは多数の者に対する販売以外の譲渡をする場合における内容量又は固形量及び内容総量並びに食品関連事業者の氏名又は名称及び住所を含む。）

九 遺伝子組換え食品に関する事項（一般用加工食品にあつてはこれを製造し、又は加工した場所で販売

する場合及び不特定又は多数の者に対する販売以外の譲渡をする場合に限る。）

2 法第六条第三項の内閣府令・財務省令で定める遵守事項は、食品表示基準に定められた遵守事項のうち前項各号に掲げる表示事項並びに栄養成分の量及び熱量（一般用加工食品にあつては、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムの量並びに熱量を除く。）を表示する際に食品関連事業者が遵守すべき事項とする。

（身分を示す証明書）

第二条 法第八条第三項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

（消費者庁長官又は財務大臣に対する申出の手續）

第三条 法第十二条第二項の内閣府令・財務省令で定める手續は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行うものとする。

- 一 申出人の氏名又は名称及び住所
- 二 申出に係る酒類の品目

三 申出の理由

四 申出に係る酒類に係る食品関連事業者等の氏名又は名称及び住所

五 申出に係る酒類の申出時における所在場所及び所有者の氏名又は名称

附 則

この命令は、法の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

附 則（令和元年内閣府・財務省令第四号）

この府令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

別記様式（第二条関係）

（表）

	第 年 月 日 発行
身 分 証 明 書	
官職名及び氏名	
年 月 日 生	
上記の者は、食品表示法第8条第3項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明する。	
発行者名	印

写

真

押出スタンプ

（裏）

食品表示法抜粋
（立入検査等）
第8条（略）

2 （略）
3 財務大臣は、第6条第3項の内閣府令・財務省令で定める表示事項以外の表示事項又は同項の内閣府令・財務省令で定める遵守事項以外の遵守事項に関し販売の用に供する酒類に関する表示の適正を確保するため必要があると認めるときは、食品関連事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、販売の用に供する酒類に関する表示について必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する酒類に関する表示の状況若しくは酒類、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

4 前3項の規定による立入検査、質問又は取去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 第1項から第3項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

6～9 （略）

（権限の委任等）
第15条（略）
2 この法律に規定する財務大臣の権限の全部又は一部は、政令で定めるところにより、国税庁長官に委任することができる。

3 この法律に規定する農林水産大臣の権限及び前項の規定により国税庁長官に委任された権限の全部又は一部は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

4・5 （略）

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
一 第8条第1項から第3項までの規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同条第1項から第3項まで若しくは第9条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
二 （略）

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 B 8 とする。2
2 発行者は、財務大臣、国税庁長官、国税局長、沖縄国税事務所長又は税務署長とする。